船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体などの各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物愛護管理行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため、「船橋市動物愛護管理対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 対策会議は、次の事項について検討を行う。
 - (1)動物の愛護に関すること。
 - (2) 動物の適正な飼養に関すること。
 - (3) 動物による人の生命、身体及び財産への危害の防止に関すること。
 - (4) 人と動物が共生するまちの組織づくり・市民ボランティア育成に関すること。
 - (5) その他動物の愛護及び管理に関すること。

(委員)

- 第3条 対策会議は、8名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 自治会連合協議会から推薦を受けた者
- (2) 獣医師団体から推薦を受けた者
- (3) 動物愛護関係団体から推薦を受けた者
- (4) 一般市民
- (5) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす る。

(役員)

- 第4条 対策会議に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 対策会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 対策会議は、必要に応じて関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。 (災害補償)
- 第6条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。 (庶務)
- 第7条 対策会議の庶務は船橋市動物愛護指導センターにおいてこれを処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成 27 年 10 月 14 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。